

議案第12号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

杉並区立済美教育センター条例（昭和39年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条中「前条第1項」を「前条」に改め、第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

済美教育センターの分室を廃止する等の必要がある。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置)	(設置)
第1条 略	第1条 略
	<u>2 センターの分室として、杉並区立済美教育センター教育相談室を杉並区永福四丁目25番4号に設置する。</u>
(事業)	(事業)
第2条 センターは、 <u>前条</u> の目的を達成するため、次の事業を行う。	第2条 センターは、 <u>前条第1項</u> の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	<u>(4) 教育相談及び教育支援に関すること。</u>
	<u>(5) 不登校児童生徒に対する支援に関すること。</u>
<u>(4) 前3号</u> のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業	<u>(6) 前各号</u> のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業